

# 山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第35回本部員会議

日時：令和4年 1月26日(水) 15時00分～  
場所：県庁4階 共用第1会議室

## 1 本部長発言（村岡知事）

本県においては、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、岩国市及び和木町を措置区域として、1月9日から31日までの間、飲食店等への営業時間短縮要請や、県主催イベントの中止又は延期など、感染拡大防止集中対策を実施しているところです。

こうした取組により、岩国市の新規感染者に減少傾向が見られましたが、全国的にオミクロン株による感染が拡大し、近隣県等の急速な感染拡大の影響が及ぶことが懸念されるとともに、県内全域で感染が拡大し、医療提供体制への負荷が高まりつつあることから、一昨日、国に対し、まん延防止等重点措置の期間延長を要請しました。

そして昨日、国の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、本県へ適用されているまん延防止等重点措置の期間延長が決定されました。

本日の本部員会議は、まん延防止等重点措置の期間延長を踏まえ、措置区域を県内全域に拡大するなど、一昨日の会議で決定した方針に基づき、今後の対応を協議するものです。どうぞよろしく申し上げます。

## 2 議題（1）現在の発生状況について

### ・事務局説明（健康増進課長）

別添資料1より説明

## 3 議題（2）新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について

### ・事務局説明（総務部理事）

別添資料2より説明

## 4 議題（3）山口県まん延防止等重点措置の期間延長に伴う感染拡大防止集中対策について

### ・事務局説明（総務部理事）

別添資料3より説明

## 5 議題（4）飲食店等への営業時間短縮要請について

### ・事務局説明（総務部理事）

別添資料4より説明

## 6 各部局発言

### ・健康福祉部長

健康福祉部からは、「PCR検査等の体制確保」について、ご説明します。資料5をご覧ください。

検査にあたっては、発症までの期間が約2日と短いオミクロン株の特性を踏まえ、迅速な検査の実施が重要となります。このため、発熱等症状のある方に対しては、かかりつけ医や県内572箇所の診療・検査医療機関での検査を基本とし、感染が確認されれば、迅速な治療につなげてまいります。

また、県民の皆様が速やかに医療機関を受診できるよう、県が設置しています「受診・相談センター（#7700）」の電話回線数を増設し、相談体制の強化を図ってまいります。

次に、感染の不安のある無症状の方への対応についてです。幅広い検査需要にも対応できるよう、県内全ての市町で実施している集中PCR検査については、1日あたりの検査能力を現行の千件から3千件に増加します。また、身近な地域で検査が受けられるよう、薬局等での検査体制を10箇所から17箇所に拡充するなど、充実を図ることとしています。さらに、重症化リスクの高い社会福祉施設等に対しては、ひとたびクラスターが発生すると医療提供体制に大きな影響を及ぼすことから、県内全域の入所系の高齢者、障害者施設等の従事者に対し、2週間に1回の割合で、定期的な検査を実施してまいります。なお、デイサービスや保育園等の通所系施設については、感染拡大の恐れがあると保健所長が判断した場合、検査を実施することとしています。

健康福祉部としましては、感染の拡大傾向を踏まえ、一刻も早く感染の波を抑えることが出来るよう、十分な診療・検査体制を確保するとともに、引き続き、新型コロナワクチンの3回目接種の更なる促進に向け、市町及び関係団体等と取り組んでまいります。

### ・商工労働部長

商工労働部からは、資料6の中小企業事業継続支援事業について御説明いたします。

本事業では、時短要請に伴う協力金の対象とならない事業者を対象に、1月のまん延防止等重点措置の適用により影響を受けた岩国・和木地域の事業者に対し「中小事業者緊急対策支援金」を給付することとしており、2月上旬からの受付開始に向け、準備を進めているところです。これに加え、このたびの期間延長や対象地域拡大を受け、新たに「中小事業者オミクロン株集中対策支援金」を創設し、2月の売上がコロナ前と比較して30%以上減少した県内全域の事業者に対し、法人20万円、個人10万円を支給したいと考えています。

## 7 本部長発言（村岡知事）

ただいま、本部員及び事務局から、本県の現在の感染状況や、集中対策の期間延長など、今後の県の対応について報告がありました。報告にもありましたように、全国的に、オミクロン株による感染者の急増に歯止めがかかっておらず、本県においても、近隣県から影響が及ぶことが懸念されるとともに、県内各地に感染が拡がり、医療提供体制への負荷が高まりつつあります。

こうした状況の中、昨日、本県に適用されていたまん延防止等重点措置の期間延長が決定されたことに伴い、措置区域を県内全域に拡大し、飲食店等への営業時間の短縮要請や、県民に対し、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛を要請するなど、これまで実施していた感染拡大防止集中対策の一部を変更し、2月1日から20日までの間、期間を延長して実施することといたしました。

県民の皆様、事業者の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、ここで何としても感染拡大を抑え込むため、どうか、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

詳しくは、資料7「県民の皆様・事業者の皆様へのお願い」をご覧ください。

各部局においては、県庁内でも感染が発生していることを踏まえ、感染力の非常に強いオミクロン株の感染拡大防止に向け、各自が危機意識を持って、この集中対策に全力で取り組んでいただくようお願いし、本日の会議を終了します。